

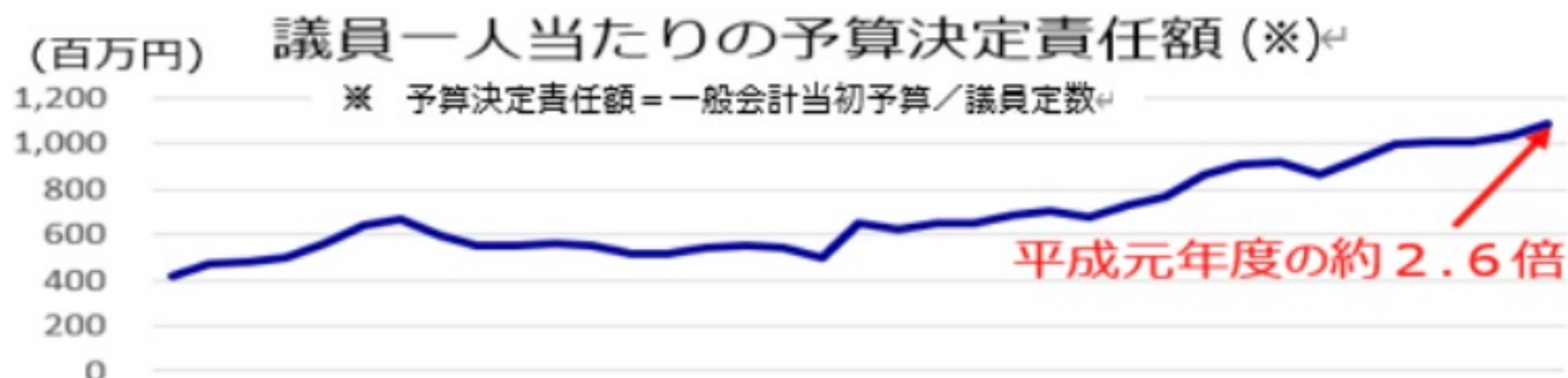
あべつみ 阿部哲己 市議会・活動報告

令和7年
4月18日
第20号

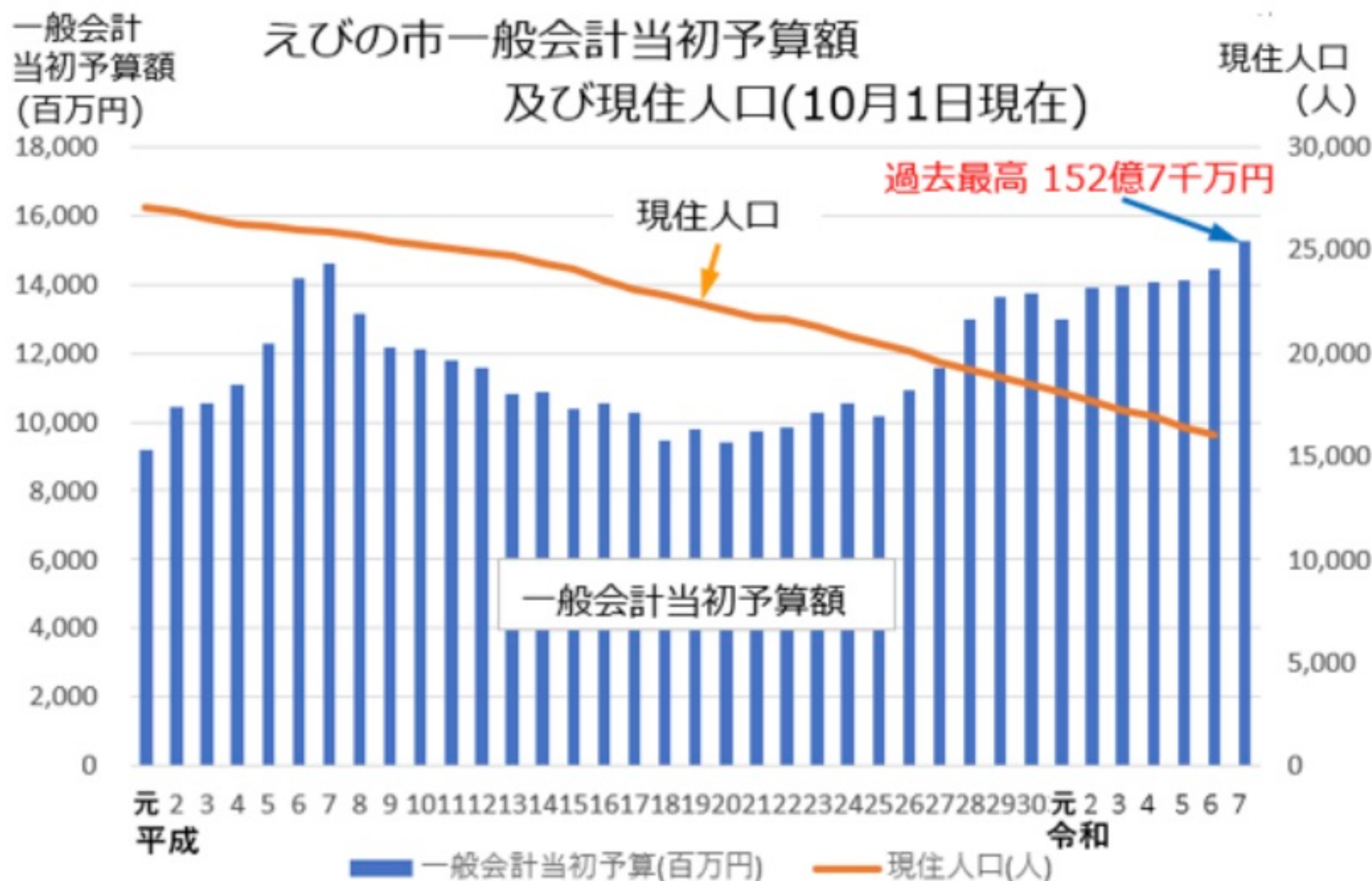
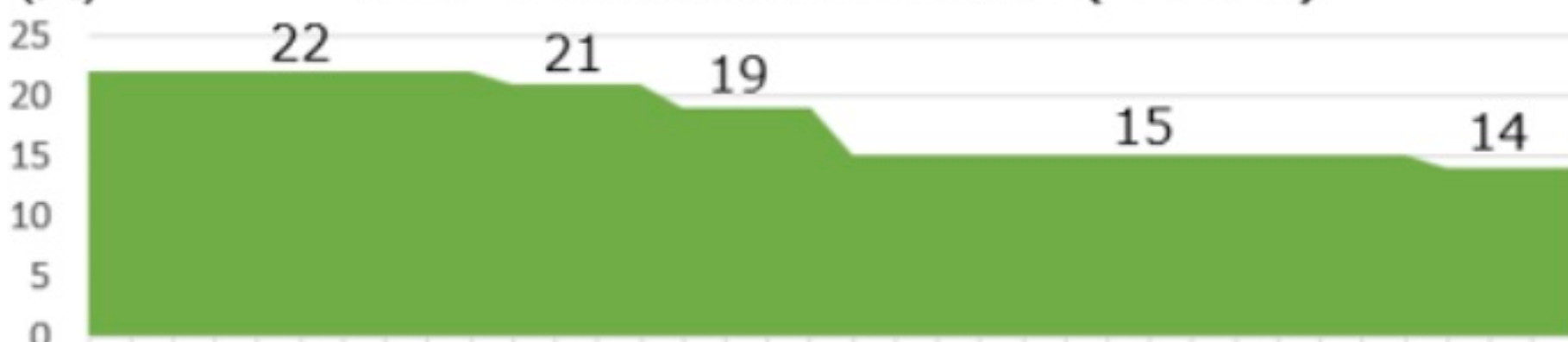
今回は、令和7年3月定例会について報告いたします。

3月定例会（2月25日～3月19日）

3月定例会で決定された、えびの市令和7年度一般会計予算は、過去最大規模の152億7,000万円となり、前年度より8億3,000万円増加しました。人口減少の進行に伴い議員数が減少する一方で、予算は増加傾向にあります。少子高齢化や地域課題の複雑化が進む中、市政の運営には、より高度な判断と責任が求められ、一人ひとりの議員の役割はますます重要になっています。私は、議員としての責務に真摯に向き合ってまいります。



えびの市議員定数の推移(年度末)



令和7年3月議会では、報告1件、諮問1件、議案38件、陳情1件が審議され、私は、次の議案3件に反対しました。3議案とも賛成多数で可決されました。

- 議案第15号 えびの市一般職の職員の給与に関する条例
- 議案第22号 えびの市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 議案第37号 令和7年度えびの市水道事業会計予算

フェイスブックページ



私が反対した理由をご説明いたします。

本誌は文字数に限りがあります。詳細はフェイスブックページに反対討論の全文を載せています（2025年4月15日、16日）ので、そちらをご覧ください。

【議案第15号・第22号に反対した理由】

私は、一般職および企業職員の給与条例の改正案に反対しました。理由は大きく二つあります。

まず一点目は、配偶者手当を廃止する内容が含まれていたことです。

この改正は、令和6年の人事院勧告を踏まえたものですが、地方自治体には地方分権の観点から、地域の実情に応じて独自の制度を設ける権限があります。国の制度をそのまま受け入れるのではなく、本市の実情に即した制度設計が求められます。

人事院は、少子高齢化や労働力不足への対応策として、配偶者手当が「就業抑制」の一因と見なし、廃止を勧告していますが、実際には、就業調整をしている人の割合はそれほど高くないという調査結果もあります。したがって、廃止が労働参加の促進に直結するとは限りません。

それにもかかわらず、一律に配偶者手当を廃止すれば、以下の問題が生じます。

- 「家事・育児・介護を家庭で支えたい」という価値観の家庭には、不利益です。
- 配偶者が「家庭内で担う無償労働（育児・介護・家事）」は依然として大きな価値を持っているにもかかわらず、それが「外で働くこと」に比べて評価されにくくなります。
- 配偶者が働きたくても働けない事情（病気・障害・地域の雇用環境）がある場合でも、一律廃止されると生活の質が低下する恐れがあります。

育児や介護、家事などの家庭内の役割は、社会の基盤を支える大事な「仕事」です。

配偶者手当の廃止は、家庭を支える人の貢献を評価しなくなることにつながり、「夫婦が家族の基本」という家庭の形や価値を「見えにくく」してしまう恐れがあります。

さらに、「配偶者手当を廃止する代わりに、子ども手当を増額する」という制度設計にも懸念があります。子どもを持たない家庭や、不妊症・病気・経済的事情により子どもを望んでも持てないご家庭にとっては、不公平に感じられる可能性があります。

また、近年は家族の形も多様化しています。子どもがいない夫婦、介護を担う家庭、単身世帯など、様々な家庭があるなかで、「子どもがいる世帯だけを手厚く支援する制度」は、多様性への配慮に欠けていると感じます。

二点目の反対理由は、通勤手当の上限額を15万円に引き上げる点です。

国は、新幹線通勤の要件緩和を改正理由の一つとして説明しているようですが、えびの市には新幹線は通っておらず、適用の実益がありません。

現在の本市職員の通勤手当支給実態を見ても、最高支給額は24,500円、上限の5万5千円まで大きく余裕がある状況です。この状況で上限を15万円まで引き上げる必要はありません。

このような状況で上限額を15万円に引き上げるのは、市の実態にそぐわず、将来的に不要な支出を生む可能性があります。仮に高速道路を使用して遠距離通勤を行う場合、長時間運転による事故リスクや健康被害も懸念されます。

以上の理由から、私は「家庭や働き方の多様性を尊重しない、配偶者手当廃止」と「本市に適合しない通勤手当の上限引き上げ」に反対し、議案第15号及び第22号の否決を主張しました。

【議案第37号 令和7年度えびの市水道事業会計予算 に反対した理由】

令和7年度のえびの市水道事業会計における「資本的支出」が、前年度と比べて約5,000万円も減少しています。本来であれば、老朽化した水道管の更新や、災害時に備えた耐震化工事を一層加速させるべきです。しかし、今回の予算案では「道路改良工事に併せて耐震管へ更新を進める」との方針にとどまり、自主的に耐震化を加速する姿勢は見られません。

えびの市の水道管の現状は非常に深刻です。令和3年度のデータでは、老朽管の割合は全国でワースト4位。耐震化率も全国平均の半分以下とされ、「水のインフラ」が、極めて弱い弱です。

令和7年1月に国土交通省が示した「上下水道関係予算の概要」では、補助金を受けるための新たな基準、いわゆる「加速要件」が定められました。これにより、水道の耐震化に対する国の支援は、以下の3つの条件をすべて満たす場合に限定されることとなりました。

1. 料金回収率が100%以上
2. 過去5年間の耐震化実績が、国の定める進捗または目標値を上回っている
3. 今後の耐震化進捗を、従前の1.5倍以上に加速すること

ところが、えびの市はこれまでの耐震化の進捗が著しく遅れていたため、国が求める基準を満たすのは非常に厳しい状況です。

つまり、現状のえびの市は、国の補助制度の対象外とされる可能性が高いのです。

国土交通省の資料には「経営努力の下、耐震化を加速する自治体を支援対象に追加する」と明記されています。これは言い換えれば、「努力しない自治体は支援しない」ということです。

えびの市では、令和7年度に独自の耐震化計画を策定するとしています。それを待って着手するというのは平時の発想です。南海トラフ地震がいつ起こるかは誰にも予測できませんが、京都大学の鎌田浩毅教授は、「2035年±5年」の範囲で発生する可能性が高いと警鐘を鳴らしています。そうであれば、早ければ2030年、つまり今からわずか5年後に巨大地震が起こるかもしれないという前提で、早急に耐震化工事を進めるべきです。

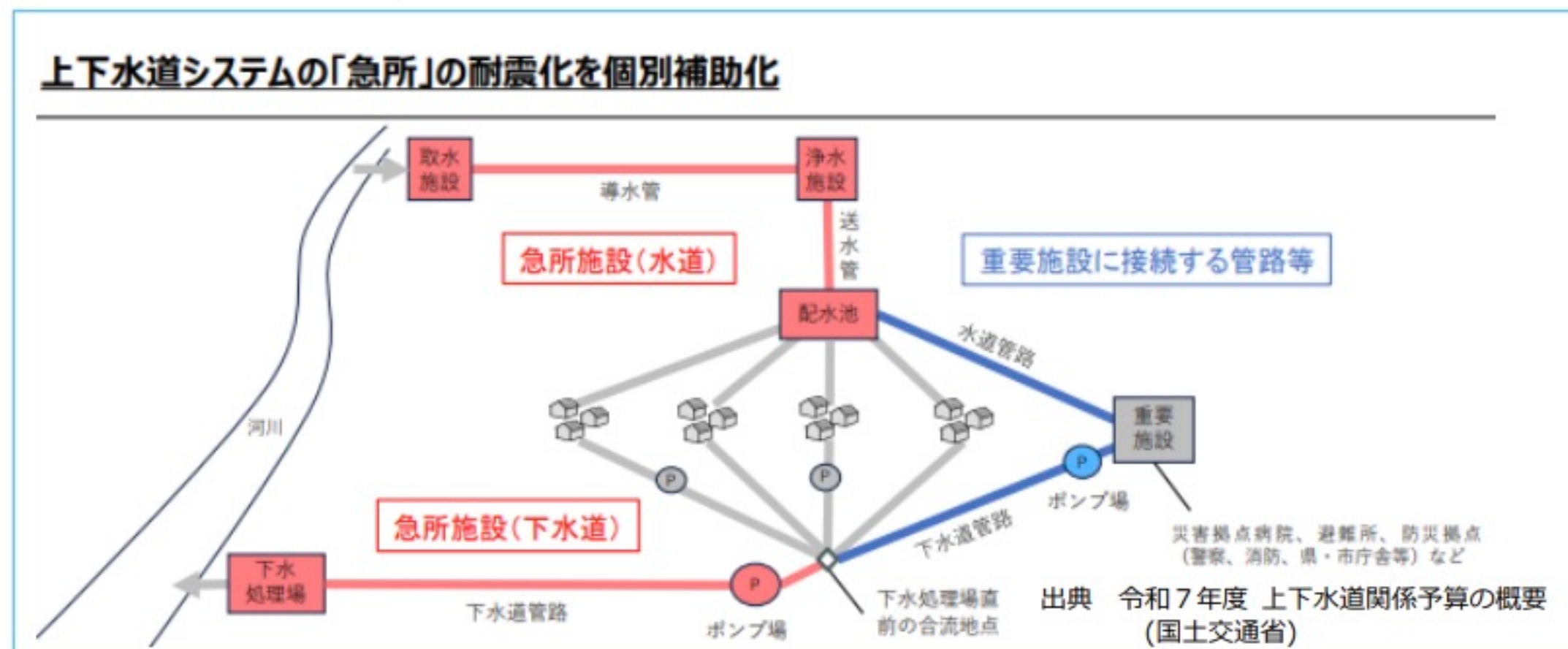
特に、取水施設から浄水場、配水池、そして市庁舎や避難所、災害拠点病院などに水を送る「骨格部分」の水道管は、計画策定を待たずとも緊急に耐震化工事を進める必要があります。

財源についても手立てはあります。国交省からの補助が得られなくても、総務省が令和10年度まで実施する財政支援措置を活用すれば、耐震化のための特別な工事費に対して、一般会計出資債を充て、元利償還金の50%を交付税で補填してもらえます。

このような制度を活用し、すぐにでも水道耐震化に取り掛かるべきです。

令和7年度の水道事業会計予算案には、こうした緊急性への対応が見られず、このままでは、もし数年以内に巨大地震が発生すれば、市民生活に深刻な断水被害が生じるおそれがあります。

よって、水道事業会計予算を、早期に耐震化工事に取り組む予算へと組み替えるべきだと考え、この議案に反対しました。





生成AIである ChatGPT 4o を活用し、議事録を整理した内容でお届けします。
一般質問での質疑応答の詳細をお知りになりたい方は、動画をご覧ください。

1 硫黄山からの火山噴出物の取り扱いについて（動画の開始～10分20秒位）

【私の提案や想い】

a 火山噴出物の処分と環境リスクの配慮

今年1月、えびの高原の水質改善施設に流入していた硫黄山の火山噴出物約500トンが、大型土嚢で仮置きされていることが新聞報道で明らかになりました。私は、その処分状況や保管の在り方について確認し、低地での保管は新たな環境リスクにつながるおそれがあるため、標高の高い場所での管理を優先すべきと主張しました。

中野県議の「県が責任を持って処分すべき」との意見にも賛同しています。

b 水質改善施設の維持管理は国の責任

この施設は国立公園からの噴出物への対策として設置されたもので、本来は国が管理責任を負うべきです。市が維持管理を担えば、大きな財政負担が生じます。私は、市が主体的に引き継ぐのではなく、国や県の責任ある対応を引き続き求めるべきだと訴えました。

c 取水堰上流側での堆積物除去の徹底

施設の負担軽減のためには、取水堰上流での堆積物を定期的に除去し、噴出物の流入を抑える必要があります。産業廃棄物の発生防止や経済的負担の軽減にもつながることから、市が県に対して継続的に働きかけるべきだと求めました。

【執行部の回答】

a 処分状況と費用の見通し

産業廃棄物に該当する浚渫土は2月15日までに処分場へ搬出済み。該当しない約366立米のうち、200立米を3月中旬に搬出予定。火山噴出物の運搬費は1トンあたり6,300円、処分費は最大2万5,200円。不溶化処理には約1,100万円がかかる見込みです。

b 保管場所の協議状況

今後の保管場所については県との協議が進まず、具体的な方向性も見えていません。市は、環境リスクへの懸念を県に伝えているものの、今後の協議状況は不透明です。

c 水質改善施設の維持管理の課題

市長は、国や県に対して要望を続けており、1月には内閣府や農水大臣などにも対応を求めました。取水堰上流の堆積物除去についても重要性を認識しており、県への継続的な要請を行っていく方針です。

2 水道の安定供給について（動画の10分20秒～24分30秒位）

（この項目では、反対討論と重複しないよう、一般質問での実務的な提案に絞って紹介しています）

【私の提案や想い】

a 巨大地震に備えた実践的な給水体制の整備

巨大地震が発生した場合には、多数の水道管が同時に被災し、水道課や管工事組合の職員は復旧作業に追われることが想定されます。災害時の給水活動を水道課だけに任せるのではなく、市役所全体で分担できる体制を構築し、水道課以外の職員も訓練を受けておく必要があります。市民に安定した給水を届けるため、より実践的な対応力を備えるべきだと考えます。

b 給水車の配備など災害用資機材の計画的整備

災害時の給水手段の多重化として、国は給水車の整備を推奨し、財政支援も設けています。たとえば真幸支所で給水活動を行う場合には、山内浄水場からの水の継続的な補充が不可欠であり、給水ポイントと浄水場をつなぐピストン輸送体制の構築が重要です。給水車や関連資機材の計画的な整備を進め、早急に備えるべきだと提案しました。

【執行部の回答】

a 水道事業に対する責任と耐震化計画の策定

市長は、水道事業の責任は自身にあると明言し、令和 7 年度中に基幹管路の耐震化計画を策定する予定です。今後は、浄水・配水施設の分散化や地質条件を踏まえ、現実的な耐震化を進めるとしています。

b 給水体制と職員の訓練

災害時の給水活動は地域防災計画に基づき、水道課以外の職員も含めた体制で対応することです。経験者と未経験者の組み合わせによる実践が行われており、今後も訓練体制を強化する方針です。

c 給水車の整備と資機材の購入状況

給水車の配備予定はないものの、令和 7 年度には 6 リットルの給水袋 2,000 袋を備蓄予定です。年次計画に基づき資機材整備を進め、日本水道協会や自衛隊への応援要請も視野に対応する考えです。

3 巨大地震による堤防の液状化リスクへの備え（動画の24分30秒～30分50秒位）

【 私の提案や思い 】

a 堤防の安全性確認と液状化対策の必要性

私は、震度 6 クラスの巨大地震が発生した際に、堤防が液状化によって損傷する危険性について、国土交通省への確認を求めました。東日本大震災では、液状化により堤防が大きく沈下した箇所があり、中には 3 メートル以上の沈下が発生した事例も報告されています。

従来の耐震性能照査では堤体の液状化による沈下変形が十分考慮されておらず、えびの市内の堤防についても、安全性の再確認を要望しました。

b 液状化ハザードマップの周知と避難体制の整備

南海トラフ地震やえびのー小林地震の想定震度を踏まえると、えびの市の一部地域では液状化の危険性が高まっています。特に川内川周辺で液状化が起こると、洪水などの二次災害の恐れもあります。市民の命を守るためには、液状化ハザードマップを市ホームページで公開するだけでなく、印刷物として配布し、自主防災組織などで避難行動をあらかじめ検討してもらうことが重要です。

【 執行部の回答 】

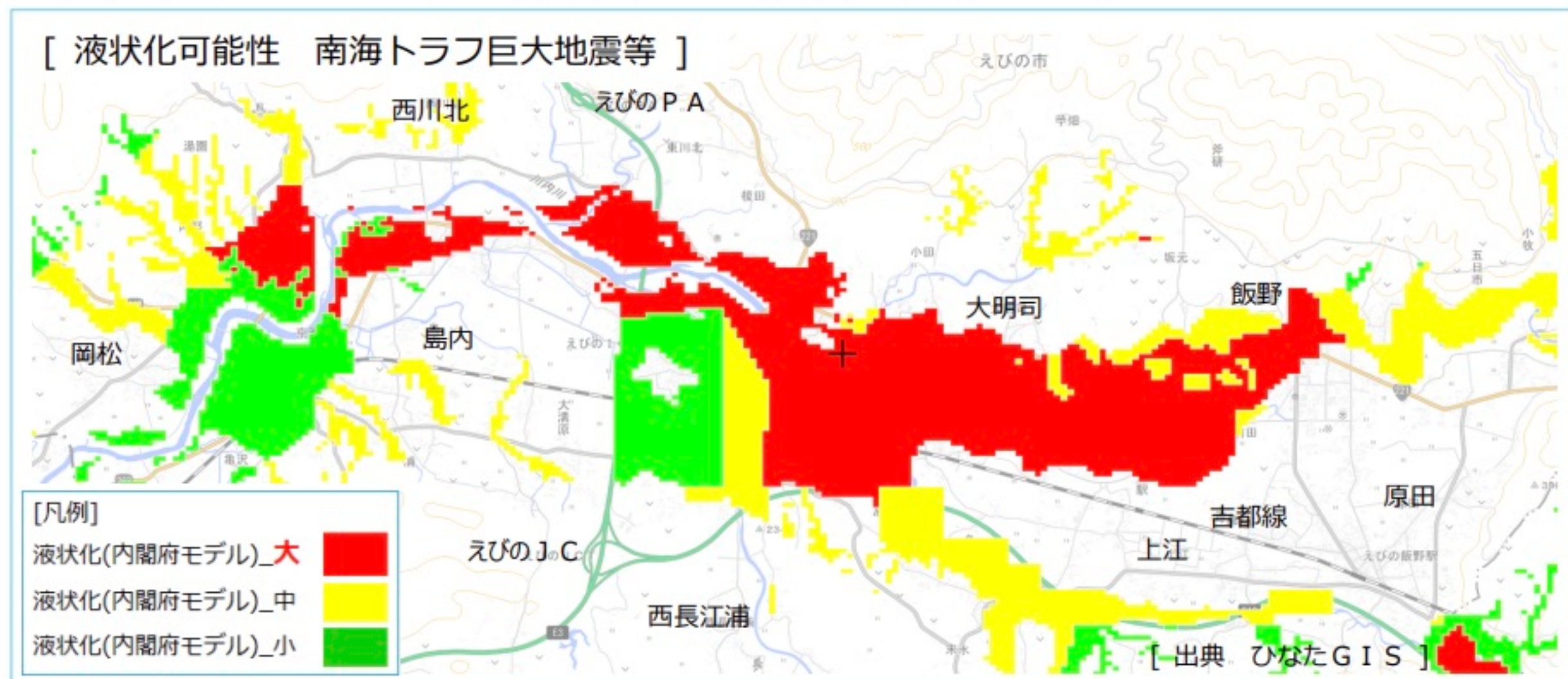
a 堤防の耐震点検と液状化考慮の状況

国土交通省からは、河川構造物の照査指針および耐震点検マニュアル(平成 28 年に改定)に基づき、えびの市内の堤防についても、堤体の液状化による沈下変形を含めて耐震照査が行われていると報告を受けたとのこと。現時点で、市内に具体的な対象区間は確認されていないとしています。



b 液状化情報の提供とハザードマップの更新

市長は、液状化を含む災害リスクの周知が重要であるとし、現在は宮崎県のホームページで危険度分布図が確認できることを説明しました。市が作成するハザードマップには液状化情報が未掲載ですが、令和7年度には県によるマップ更新が予定されており、今後、市民への情報提供の方法についても整理・検討を進めていく方針が示されました。



4 再生可能エネルギー発電事業者への課税条例制定 (動画の30分50秒～38分40秒位)

[私の提案や思い]

a 再エネ事業者への課税条例制定の必要性

私は、宮城県の「再生可能エネルギー地域共生促進税条例」を参考に、えびの市でも同様の課税条例を制定すべきと考えています。この条例は、森林開発を伴う再エネ発電事業者に一定の負担を求め、開発の抑制と適地への誘導を図るものです。

b えびの市での法定外税導入の可能性

地方自治体が法定外税を導入するには、総務大臣の「同意」が必要と地方税法で定められています。大臣は、住民に過重な負担を与える場合などを除き、同意しなければなりません。宮城県はこの要件を満たしており、えびの市も同様の手続きで導入可能だと考えます。

c 税収の試算と財源確保

伊佐・えびの・人吉にまたがる風力発電事業の最大出力14万kWに宮城県と同じ税率を適用すると、総額で約3億4,580万円の税収が見込まれます。仮に、えびの市に建てられる風力発電が1/3だとすると、約1億円の税収が期待でき、大きな意義があります。

d 自然保護と公平性の観点

青森県知事は、再エネ事業による自然破壊や、県外本社への納税による不公平さを指摘し、是正を検討すると述べました。私もこの考えに賛同し、地域の資源を活用する以上、その利益は地域に還元されるべきだと考えています。

[執行部の回答]

a 再エネ課税条例の導入について

市長は、現時点で独自の課税制度の導入は「検討が必要」との認識を示し、宮城県が同様の制度を持たないことから慎重な姿勢です。

市長は、課税の目的は税収確保ではなく地域との共生にあるとし、今後の動向を注視しながら判断していく考えを示しました。



5 太陽光発電施設火災への対応について（動画の 38 分 40 秒～49 分 45 秒位）

〔私の提案や想い〕

a 耐電性装備と火災対応マニュアルの整備

全国で太陽光発電施設火災が発生しており、伊佐市では蓄電設備の爆発で消防隊員が負傷する事故もありました。私は、絶縁手袋や絶縁靴などの耐電性装備を整備し、山林火災への広範囲放水にも対応できるよう備えるべきだと提案しました。また、施設ごとに立地や設備の違いがあるため、現場に応じた火災対応マニュアルの整備が重要であると訴えました。

b 注水体制と防火対策の強化

仙台市では、水源から施設まで 1km に及ぶホースで注水した例があり、私は事前に水の確保策を検討すべきだと提言しました。加えて、出火原因として配線やパワーコンディショナの異常、草の繁茂が指摘されており、難燃性防草シートや碎石などの物理的対策を含め、事業者にも日常的な点検と防火管理を要請すべきだと主張しました。

〔執行部の回答〕

a 耐電性装備の整備状況

えびの消防署では、ゴム製の絶縁手袋はタンク車に 2 組、ポンプ車に 1 組常備されているが、絶縁靴などの他の耐電性装備については整備が進んでいないとのことでした。

b 火災対応マニュアルの策定状況

太陽光発電施設専用のマニュアルは策定されておらず、消防庁の「電気火災に関する安全管理マニュアル」に準拠して対応しているとのことでした。

c 訓練と水の確保策について

施設火災を想定した訓練は行われていませんが、山火事を想定した訓練は消防団と合同で実施されています。水の確保策については、今後の訓練に反映していく考えが示されました。

d 事業者への対応方針

太陽光発電事業者に対する火災予防等の取り組みは実施されていませんが、市議会での提言内容を西諸広域行政事務組合幹事会で共有する方針が示されました。

6 つばめエアポートライナーについて（動画の 49 分 45 秒～57 分 05 秒位）

〔私の提案や想い〕

a 利用状況と収支、市民周知、市職員の利用促進について

「つばめエアポートライナー」は昨年 9 月に運行が始まり、市民の皆さんから好評を得ています。私は、今後の持続的な運行のためにも、利用状況や収支の詳細を把握することが重要だと考え、情報提供を求めました。赤字が続く中で運行が中止されるような事態になれば、市民生活への影響が大きく、非常に残念な結果になると懸念しています。



また、「つばめエアポートライナーを知らなかった」という市民の声を受け、特に自治会に未加入の方など情報が届きにくい層に向けた、広報活動の強化を提案しました。

さらに、市職員が出張時にエアポートライナーを利用することで、業務効率の向上や運行支援にもつながると考え、利用促進の必要性を訴えました。

〔執行部の回答〕

令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 1 月末までの 5 か月間で、つばめエアポートライナーの利用者は往復合計 1395 人、月平均では 279 人でした。毎月赤字との報告がありました。

市としては、事業者の本格運行への準備にあわせ、自治会へのチラシ配布やホームページ、LINE、Facebook などを活用し、周知をさらに強化していく方針です。

また、市職員の旅費は「最も経済的な経路」が原則ですが、吉都線の利用促進の事例の様に、つばめエアポートライナーの利用についても検討していく意向が示されました。

7 デジタル教科書に対する基本的な考え方（動画の57分05秒～1時間05分05秒位）

【私の提案や思い】

a デジタル教科書導入に関する懸念

私は、デジタル教科書の導入には慎重な判断が必要だと考えています。教育委員会が選択的に導入できるとされる中、私は8つの課題を通告書に示し、導入の基本的な考え方を尋ねました。

【課題として提示した8項目】

- 深い思考や記憶の定着には紙の教科書が優れているとの研究報告が相次いでいること
- 貧困家庭の1割がインターネット環境を持たないとの報道を踏まえた回線支援の必要性
- 子どもの個人情報事業者でなく自治体が管理すべきという観点
- デジタル教科書は紙より数倍高額になる可能性がある点とその費用負担
- 契約期間終了後には閲覧できなくなるという配信版の課題
- 各家庭でのインストールが困難な場合の対応策
- インストール作業を委託する場合の費用負担の在り方
- デジタル先進国スウェーデンが「脱デジタル」に転換した事例の受け止め方

b 通信環境と学習格差への支援

家庭に回線がない場合、オンライン学習ができず、学習格差が生じると指摘。インターネット回線への支援の必要性を強調しました。通信費が家庭負担とされている点についても、経済的に困窮する家庭には現実的ではないと訴えました。ACジャパンの「スタートライン」というCMで語られる「スタートラインは、みんな同じだと思っていた」という言葉を引き、子どもたちの学ぶ機会が不平等であってはならないと訴えました。

【執行部の回答】

教育委員会は、国や県の動向を見極めながら方針を検討すると回答。市長は学習格差が生じるとの認識を示したものの、通信費の支援については現時点で方針はなく、今後の予算要求があれば検討するとの姿勢でした。

8 「心配ごと相談」について（動画の1時間05分05秒位～最後）

【私の提案や思い】

a 心配ごと相談の継続と周知強化の提案

私は今年2月の自殺対策協議会を傍聴した際に、心配ごと相談が「令和6年度で終了するのでは？」との声に違和感を覚えました。これまで支えてこられた民生委員など関係者の意向を丁寧に確認し、納得できる形で今後を決めるよう提案しました。相談件数の減少は、認知度や広報不足が要因と考えPR強化を求めました。令和7年度からさらに相談体制の充実が図られていると理解したうえで、民生委員の意向を尊重するよう提案しました。

【執行部の回答】

心配ごと相談は昭和47年に社会福祉協議会が設置し、市の委託事業として毎週水曜日に総合福祉センターで行われ、生活上の困りごと全般に対応しています。近年は相談件数が減少し、他の相談窓口の利用が増えています。令和7年度以降は、社協が独自に形を変えて継続予定であり、民生委員など関係者と連携しつつ、今後の方針を慎重に検討する考えです。

あべてつみ後援会

（会長 池嶋 幸）

〒889-4152

えびの市大字島内1172番地15

あべてつみ（阿部哲己）

電話（FAX） 0984-48-0044

ホームページ <http://www.abetetsumi.com>

フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/abekouenkai/>

（フェイスブックを利用されていない方もご覧出来ます）

ホームページ



フェイスブックページ



ホームページでは、これまでのパンフレットがご覧いただけます。
フェイスブックページは、フェイスブックを利用されていない人も
ご覧いただけます。